

旧焼却施設非常用動力分電盤修繕 仕様書

1 目的

総合環境センター旧焼却施設の非常用動力分電盤に設置されている電源切替装置が、経年劣化により動作しないことから、取り替えるもの。

2 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

秋田市総合環境センター 旧焼却施設（別紙図面参照）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日(金)まで

4 修繕内容

次に掲げる機器を別紙図面に従い修繕すること。

(1) 配線用遮断器

3 P、1600 A、可調整型

参考型番：NF 1 6 0 0－S E W

2 台

(2) 警報スイッチ

参考型番：A L 1 C

2 個

(3) 警報スイッチ

参考型番：A X 1 C

4 個

(4) 電気操作装置

参考型番：N F M

1 式

(5) その他

導体、支持金具等

1 式

5 試験

(1) 施工後、シーケンス試験を行うこと。また、監督員と共に、既設非常用発電機と連動することを確認すること。

(2) 施工前後に絶縁抵抗測定を行い、報告すること。

6 事前準備

請負業者は、作業の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況調査を行い、作業内容を十分把握した上で着手すること。

7 提出書類

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 作業工程表 | 1 部（作業前） |
| (2) 作業員名簿 | 1 部（作業前） |
| (3) 修繕写真 | 1 部（作業後） |
| (4) 修繕完成届 | 1 部（作業後） |
| (5) 絶縁抵抗試験結果報告書 | 1 部（作業後） |
| (6) 電源切替装置のシーケンス試験結果報告書 | 1 部（作業後） |
| (7) その他監督員が指定する必要な書類 | （必要に応じて） |

8 現場管理および安全管理

- (1) 請負業者は、本修繕を行うに当たって、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (2) 本修繕の作業日および作業時間は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までを標準とする。それ以外の時間に作業を行う必要があるときは、監督員の許可を得て行うこと。
- (3) 請負業者は、修繕関連の物品について、修繕完了まで保管責任を負うものとする。
- (4) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い事故防止を図ること。
- (5) 各機器の規格・寸法の調査は、事前に十分に行うこと。

9 損害

請負業者は、本修繕の実施によって施設に損壊等を及ぼしたときは、直ちに監督員に報告するとともに、必要な応急措置を講じ、請負業者の負担で原状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、請負業者がその損害を賠償しなければならない。

10 定めのない事項

請負業者は、本仕様書又は業務の実施に疑義が生じた場合は、監督員を通じて発注者と協議を行い、対応することとする。